

P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

e-Taxの利用状況

昨年引き続き令和6年分の所得税等の確定申告状況(申告状況)の概略です。

* 所得税等(申告所得税及び復興特別所得税)

申告人員・・・2,300万人
(対前年比+0.6%)

そのうち申告納税額がある人・・・
520万人(同▲22%)

定額減税があったためのようです。

所得金額・・・51兆円(同+3.2%)

申告納税額・・・4兆4千億円
(同+8.6%)

大幅に増えました。

土地等の譲渡所得の申告人員・・・
58万人(同+4.3%)

所得金額・6.5兆円(同+6.8%)

株式等の譲渡所得の申告人員・・・
118万人(同+2.3%)

所得金額・8兆円(同+42.7%)

大きく増加しました。

* 個人事業者の消費税

申告件数・・・212万件(同+7.5%)

申告納税額・・・8,000億円
(同+16.9%)

編集後記 最近は曇り空や雨の日が続いています。5月下旬から九州南部、奄美、沖縄の順に梅雨入りしました。関東地方も間もなく梅雨入りでしょうか。例年は、6月7日頃。昨年は6月21日でした。今年は何日か。

編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)

* e-Tax(電子申告)利用状況

e-Taxの利用状況の推移

申告年度	所得税申告	e-Tax申告	
	件数(万件)	件数(万件)	利用率
令和2年	2,249	1,239	55.1%
令和3年	2,285	1,333	58.3%
令和4年	2,295	1,495	65.1%
令和5年	2,324	1,605	69.1%
令和6年	2,339	1,732	74.0%

毎月掲載予定の台風の発生件数です。

台風の発生件数(気象庁)

西暦年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2025													0
2024					2	2	6	8	3	4	1	1	26
2023				1	1	1	3	6	2	2	1	1	17
2022				2	2	2	5	7	5	1	1	1	25
2021		1		1	1	2	3	4	4	4	1	1	22
2020					1	1		8	3	6	3	1	23
2019	1	1				1	4	5	6	4	6	1	29
2018	1	1	1			4	5	9	4	1	3		29
2017				1		1	8	6	3	3	3	2	27

5月まで台風の発生はありません。

事務所・P5より・・・

P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 428

令和7年6月1日

令和の米騒動

お米の値段が1年間で倍になるなど米騒動がなかなか収まりません。政府の**備蓄米放出**によって、最近になって直接消費者に届くようになり価格高騰も落ち着くのではないかと期待されています。

昨年10月の時点では当時の農水大臣は、備蓄米放出に消極的でしたが、お米の高騰に対する無策の指摘を受けて今年1月に方針を転換し、3月に入札開始の運びになりました。しかし市場への影響は殆ど現れてきませんでした。価格は流通経路の複雑さの問題が少なくないので、中・高校生を抱える世帯では、切実な問題でした。

この生活に直結する政府組織である農林水産省の大臣は、今まで就任尚早に不祥事に直面し、職をまっとうできず辞任するなどのスキャンダルのイメージが残っています。

2000年以降の農林水産大臣は、24名で、そのうちスキャンダルや問題発言で辞任した農水大臣は、直近の「ウケ狙い」発言の大臣をふくめると10人にのぼるとの報道もあります。重要閣僚ポストの割に問題の少ない組織なのかも知れません。ちなみに平成20年に短期で退任した後に農林水産大臣に

なったのが、現石破茂首相です。

さて国税庁は5月末に、**令和6年分の所得税等の確定申告状況**(申告状況)を公表しました。その中で、気になったのが令和6年に**相続時精算課税制度**を適用した申告がどの程度あったかということでした。

相続時精算課税制度は、令和5年の改正時にも本誌(令和5年3月号・11月号)で取りあげましたが、令和6年の贈与税の申告から適用されました。弊所でも今年の申告時にご説明し選択された方もいらっしゃいました。これについて申告状況が示されました。

暦年課税と相続時精算課税の推移

	暦年課税		相続時精算課税	
	申告人員 (万人)	申告納税額 (千億円)	申告人員 (万人)	申告納税額 (千億円)
令和元年	44.6	2.17	4.2	0.33
令和2年	44.6	2.18	3.9	0.60
令和3年	48.8	2.84	4.4	0.49
令和4年	45.4	2.69	4.3	0.51
令和5年	46.1	2.99	4.9	0.56
令和6年	39.7	3.27	7.8	0.66

令和6年で相続時精算課税の申告が増えました。暦年課税は減少です。

HPリンク⇒

下線部分は元資料にリンクできます。



2025年6月の税務・総務予定

(税務)

*所得税等の予定納税の納税通知

6月16日(月) (1期分納期
令和7年7月1日～7月31日まで)

減額申請は、7月15日(火)まで

*個人住民税(普通徴収)の納付

(第1期分) 条例で定める日

(総務他)

*令和7年度労働保険の年度更新

6月2日(月)から7月10日(木)まで

COVID-19 関連のデータはホームページ
(HP)に掲載しております。

前号でもお知らせしましたように令和7年改正で基礎控除等の改正が行われ、これらの部分については、早速今年の12月1日から施行されます。昨年の定額減税の時と同様に、源泉徴収、年末調整や確定申告時に混乱が予想されるため、国税庁では、お知らせなどを公表し周知を図っています。「令和7年分給与所得の源泉徴収票」などの各種帳票は、今年(6月)末頃公表されるようです。

今回は、5月30日公表の「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係)Q&A」から要約していくつか紹介します。

1-10 令和7年12月1日以後の 扶養親族等の所得要件

Q 扶養親族等の所得要件の改正についても、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されるとのことですが

令和7年の給与及び公的年金等の源泉徴収事務は、いつから変更されるのでしょうか。

A 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更はありません。

今年の給与の源泉徴収事務では、令和7年12月1日以後に支払う給与から扶養親族等の所得要件の改正が適用され、今年の年末調整の際に適用されます。

また公的年金等の源泉徴収事務においては、扶養親族等申告書の申告内容に変更があった場合に生じる所得税の過不足は、公的年金等の受給者が確定申告を行って精算します(基礎控除部分については次問)。このため公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。もちろん当初から納税額がなければ無視してください。

6-1 基礎控除の改正に伴う公的年金等の源泉徴収税額の精算

Q 基礎控除の改正に伴い、令和7年分の一定の公的年金等については、令和7年12月に源泉徴収税額の精算が実施されるそうですが、どのように行われるのでしょうか。

A 令和7年分の公的年金等の源泉徴収において、その支払者は、令和7年12月の年金支払時に、改正後の基礎控除額を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行います。

この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。

7-1 令和7年分の所得税に係る 準確定申告等

Q 令和7年12月1日の改正施行日前に令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用は受けることができないのでしょうか。

A 令和7年度改正による基礎控除の見直しは、令和7年12月1日から施行されますので同年11月30日以前にいわゆる準確定申告書(年の途中で死亡した場合などに提出する令和7年分の確定申告など)を提出する場合には、適用されません。

その上で、令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出した人は、今年の12月1日から令和12年12月2日(月)までの5年間の間に令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用を受けるために更正の請求を行ってください。もともと納税額がなければ無視してください。施行日を遅くせざるを得なかったためにこういう取扱いになりました。なお、令和7年12月1日前に期限が到来する予定納税額の減額申請においても適用はありませんので念のため。

7-4 令和7年11月30日以前に海外 勤務のため国外転出する場合の 基礎控除等の具体的な適用方法

Q 令和7年11月30日以前に海外勤務のため、国内に住所等を有し

ないこととなり非居住者となる場合、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の改正の適用を受けられるためにはどのような方法がありますか。また居住者期間中に10万円超の医療費の支払があるため還付申告をしたいのですがどうしたらいいですか。

A 令和7年11月30日以前に海外勤務のため、国内に住所等を有しないこととなることにより、年末調整で基礎控除の見直し等の適用を受けない場合には、次の方法で基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。

- ① 出国の時までに準確定申告書を提出する場合
令和7年12月1日から令和12年12月2日(月)までに更正の請求書を提出してください。
- ② 上記①以外の場合(出国前に納税管理人を選任した場合など)
令和7年12月1日以後に準確定申告書等を提出します。
なお、国内に住所等を有しない間に上記①の更正の請求書の提出や上記②の準確定申告書等の提出をする場合は、納税管理人の選任届出書の提出をしてください。納税管理人は通常国内にお住まいの親族や税理士等になって貰うことが多いようです。

SHONAN TAX OFFICE
(<https://www.shonantax.jp/>)